



生徒手帳

竜東学園飯田市立竜東中学校

所在地 〒399-2221 長野県飯田市龍江 9205 TEL 0265-27-3169

メールアドレス ryutojh@ed.iidanet.jp

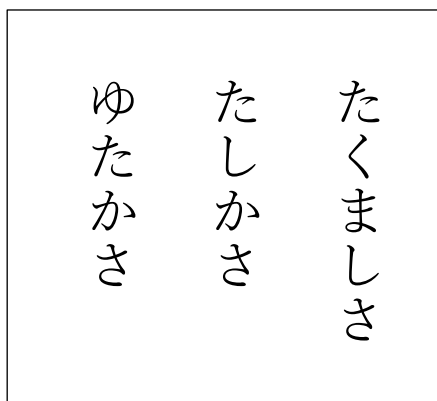
創立 昭和 45 年 4 月 1 日

位置 北緯 35 度 26 分 21 秒 東経 137 度 15 分 05 秒 標高 660m

【目次】

- 竜東中学校教育目標
- 竜東中学校校歌
- 中東中学校生徒会歌
- 応援歌（第一～第七）
- 生徒会会則
- 生徒会細則（選挙規定）
- 竜東中学校の生活
 - 一 「生活のきまり」
 - 二 楽しく、充実した学校生活のために
 - I 学校生活について
 - II 図書館利用について
 - III 清掃について
 - IV 給食について
 - V 部活動について

【竜東中学校教育目標】



ゆたかさ : ゆたかな人間関係力

たしかさ : たしかな学力

たくましさ : たくましい心と身体

【竜東中学校校歌】

竜東中学校校歌

作詞 藪田義雄

作曲 松本民之助

一 山脈をめぐらすところ

天竜の東の方に

つどい寄る若人われら

眉青く

ともにめざす質実剛健

見よや見よや

輝く雲母が丘のわれら

二 赤松の林の奥へ

吹きかよう季節の風と

光ある若人われら

眉あげて

ともに誓う誠実信愛

見よや見よや

輝く雲母が丘のわれら

【竜東中学校生徒会歌】

竜東中学校生徒会歌

平成八年三月十八日制定

作詞 平成七年度生徒会

作曲 大原 孝雄

一 緑成す雲母の丘に

広がる 希望の竜東ブルー

伝統引き継ぎ 踏み出す一歩

英知輝く我が生徒会

二 意気上がる学びの大地

希望の花壇は消えない光

熱意・情熱繰り出す足で

共に進もう我が生徒会

【竜東中学校応援歌】

応援歌第一

一 大空高く闘志よ燃えろ

日頃きたえしこのからだ

今こそわれら青春を

かけてここに戦おう

竜東竜東 われらの竜東

二 大地をかって力の限り

戦う我らの意気を見よ

今こそ輝く栄光を

若い力で勝ち抜こう

竜東竜東 われらの竜東

応援歌第二

- 一 山をもぬかん意気をもて
海をもものまんがいをもて
おたけべ友よさにわべに
燃やせ若人赤き血を
いざ勝ちとらん栄光を
竜東 竜東 竜東

応援歌第三

- 一 跳べ 走れ
投げよ 越える
記録伸ばせ
おおわれらが 竜東健児
- 二 だせ 気力
もやせ 情熱
勝利勝ちとれ
おおわれらが 竜東健児

応援歌第四

- 一 灼熱なんぞ物かわと
鍛え鍛えしこのかいな
ためさん時は今なるぞ
賞賛われらの上にある
- 二 熱血もえて肉おどる
見よや健児のこの姿
ためすは今ぞこのときぞ
栄光われらの上にある

応援歌第五

- 一 高くそびゆる神の峰
古き昔の伝統を
ためさん時は今なるぞ
賞賛われらの上にある
- 二 烈日天に輝けど
鉄よりかたきこの心
鍛えし腕をためさんと
ここに立ちたる我が選手

応援歌第六

- 一 小川路峰の美しき
流れ絶えせぬ米の川
山と山との恵み受け
わが竜東健児の血潮なる
- 二 日頃きたえしこのかいな
ふんぜん戦う時はきぬ
みどりの松にふさわしき
えいごうふへんの意気をして

応援歌第七

- 一 熱き情熱 血潮はたぎる
歓喜のどよめき 身にうけて
勝利おたけび 天を翹ける
今今今 赤松は誇る
- 二 若き生命 雲さえ躍る
伝統の息吹背にあびて
感激の涙 大地浸す
今今今 雲母は揺れる

【竜東中学校生徒会会則】

第1章 総則

第1条 本会は、竜東中学校生徒会という。

第2条 本会は、全会員の協力と自主的な運営により、学校生活の充実や改善向上をはかり、より良い校風つくることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 校内生活の充実を図る。
2. 校内生活の発展を図る。
3. 学芸の向上に努める。
4. 体位の向上に努める。
5. その他、目的達成に必要なことに努める。

第4条 本会は、顧問の先生の指導のもとに会の運営を図り、議決事項は校長先生の承認を得てから行う。

第2章 機関の構成と任務

第5条 本会は、竜東中学校の生徒で組織する。

第6条 本会は、第2条の目的を達成するために次の機関をおく。

1. 生徒総会
2. 代議員会
3. 総務会
4. 委員会
5. 生徒集会
6. 学級協議会
7. 地区生徒会
8. 選挙管理委員会
9. 地区長会
10. 部長会
11. 応援リーダー会

《総会》

第7条 総会は、全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集し次のことを行う

1. 事業計画の審議と承認
2. 予算の議決と決算の審議と承認
3. 事業報告と承認
4. 会則の制定および変更の審議と承認
5. その他、会の目的を達成するために必要なことの審議と承認

第9条 生徒総会は、会員の5分の4以上の出席により成立する。

第10条 臨時総会は、会長が必要と認めた時に開くことができる。

また、代議員の過半数以上の要求があれば、総会を開かなければならない。

第11条 総会の議決は、過半数以上の賛成を必要とし、賛否同数の場合は議長が決定する。

第12条 生徒総会の議長と副議長は、代議員会の議長と副議長が務める。

第13条 定期総会は、年間2回（4月・12月）開く。

《代議員会》

第14条 代議員会は、各学級より選出された2名の代議員によって構成し、定例会を開くことを原則とする。必要によって議長が招集する。

第15条 代議員会は、総会につぐ議決機関であり、次のことを行う。

1. 生徒会、総務会、委員会、学級協議会からの提案の審議と承認
2. 会則の改正案の審議と承認
3. 細則の改正案の審議と承認
4. 更正予算の議決
5. 選挙管理規定の審議と承認
6. その他、会の目的を達成するのに必要なことの議決
7. 集会の運営
8. 福祉活動の推進
9. 正副委員長の承認

第16条 代議員会の議長、副議長は代議員会において、代議員の互選によって決める。

第17条 代議員会の議決は、過半数以上の賛成を必要とする。

《総務会》

第18条 総務会は、会長、副会長、書記会計、各委員長および議長、副議長をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議決定する。

1. 生徒総会の事業計画および予算案を審議作成
2. 生徒会活動の原案を審議作成
3. 生徒総会および代議員会の議決事項の執行
4. その他、目的を達成するために必要な事項の執行

《委員会》

第19条 本会は、次の6つの委員会をおく。委員会は、各学級から選出された委員および会長の指名による正副委員長とで構成し、それぞれ目的をもって活動する。

1. 生活体育委員会
 - ・学校内外の生活が安全に規律正しくできるような活動を進める
2. 学芸委員会
 - ・学芸の向上と充実を図る。
3. 図書委員会
 - ・学校図書館の運営に協力し、図書館利用の便を図る。
4. 整美委員会

- ・校舎内外の環境を美化し、清潔、整頓を図る。
- 5. 保健給食委員会
 - ・健康を守るため、衛生に関する習慣づくりの活動を進める。
 - ・給食の安全な実施や、望ましい習慣づくりに関する活動を進める。
- 6. 造園委員会
 - ・学校内外の造園活動を行い、環境美化の関心を高められるようにする。

第20条 委員会は、隔週開くことを原則とする。また、必要に応じて委員長が招集する。

《学級協議会》

第21条 学級協議会は、次のことを行う。

1. 代議員の選出……2名
2. 各委員の選出……その年度に必要とする人数
3. 生徒会全般の活動に関する協議、決定した活動を実践し反省する。

《生徒集会》

第22条 生徒集会は、全会員によって構成する。必要によって会長が招集し、生徒会活動を盛り上げる。

《地区生徒会》

第23条 地区生徒会は、全地区会員で構成し、次のことを行う。

1. 校外生活に関する諸問題を話し合い、校外生活の向上に努める。
2. 地区内の諸行事の計画と実践
3. 地区PTAとの連携による運営
4. その他、必要事項の計画と実践

第24条 地区生徒会の正副地区長各1名は、地区会員の互選で決める。

第25条 地区生徒会は、必要に応じて地区長が招集する。

《地区長会》

第26条 地区長会は、全地区長で構成し、必要に応じて地区長会長、生徒会長が招集する。

《選挙管理委員会》

第27条 選挙管理委員会は、各学級から選出された2名によって構成し、選挙に関する一切の活動を行う。その方法は、選挙規定による。

第3章 役員

第28条 本会には、次の役員をおき、その任期は1年とする。

1. 会長 …………… 1名
2. 副会長 …………… 1～2名
3. 議長・副議長 …………… 各1名

- 4. 書記会計 2名
- 5. 委員長 各1名
- 6. 副委員長 各1名
- 7. 地区長会長 1名
- 8. 部長会長 1名
- 9. 応援リーダー 1名

第29条 会長は会員の投票によって決定する。ただし、会員の3分の2以上がその理由を認めた時は、改選とする。ただし、その任期は、残任期間とする。

第30条 会長の任務は、次の通りである。

- 1. 本会の代表となる。
- 2. 会務全体のまとめをする。
- 3. 総会、総務会、生徒集会を招集する。
- 4. 総務会の議長となる。
- 5. 副会長1から2名、書記会計、地区長会長、各正副委員長を指名する。

第31条 副会長の任務は、次の通りである。

- 1. 会長を助け、会長に事故ある場合は、代理を務める。
- 2. 生徒会黒板の管理、運営を行う。

第32条 書記の任務は、次の通りである。

- 1. 総会、代議員会、生徒集会、総務会の書記を務める。
- 2. 重要な事は、その記録を印刷し配布し、全会員に連絡する。
- 3. 生徒会新聞の発行責任者を務める。
- 4. 校内放送を管理し、生徒会活動の広報及び広報活動に携わる。

第33条 会計の任務は、次の通りである。

- 1. 生徒会の会計に関する一切の事務をとる。
- 2. 予算の説明、決算の報告と処理をする。

第34条 各委員長は、それぞれの委員会の責任者となり、各委員会の円滑な運営を図る。

第35条 各委員会の正副委員長は、会長が指名し、代議員会の承認を得る。

第36条 委員会の副委員長は、委員長を助け、委員長に事故ある場合は、代理を務める。

第4章 会計

第37条 本会の経理は、生徒会費およびその他の収入による。

第38条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条 会計監査は、代議員の互選により選出された2名の監査委員によって行い、その結果を定期総会において報告する。

第5章 会則改正

第40条 本会の会則を改正するには、その改正案を代議員会で審議、承認し、総会において3分の2以上の賛成で承認される。

【生徒会細則】

1. 選挙規定

第1条 この規定は、会則第29条に基づいて行う。

第2条 選挙管理委員会の正副委員長各1名は、委員の互選によって選出する。

第3条 選挙管理委員会は、選挙日程にあわせて組織される。

第4条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1. 選挙日程の作成
2. 候補者の受付と公示
3. 立ち会い演説会の開催と司会
4. 投票用紙と選挙人名簿の作成
5. 選挙の場所・方法の決定と説明
6. 投票の立ち会い
7. 開票結果の公示
8. その他、選挙に関する一切のこと

第5条 会長選挙は次のように行う。

1. 選挙は12月までに行う。
2. 選挙は会員の無記名投票とする。
3. 会長候補の当選者は、有効投票数で得票数の多い者とする。
4. 会長候補は、1・2年生より立候補する。候補者は、各クラスで審議し、クラスの3分の1以上の推薦（推薦責任者1名を含む）を得られた者を候補者として選出する。
5. 会長の立候補が1名の場合は、信任投票とする。その際は、有効投票数の過半数をこえた場合、当選とする。当選者がいない場合は、再度候補者を立てて選挙を行う。選挙の結果同数となった場合は抽選によって当選者を決定する。

第6条 選挙管理委員は、会長に立候補できない。

第7条 選挙立会人は、各クラスから1名を選出する。

【竜東中学校の生活】

一 生活のきまり

1. 服装等の身なり

①服装、カバン、上履きは、入学前に斡旋する制服等を着用する。

（男女別に指定はしない。）

②身なりは、清潔さを保ち、季節や気温等によってワイシャツ、スカート、スラックス、タイツ、ストッキング等で調整をする。（月日は限定しない。）

③スラックスやスカートの丈等については、身体の成長に合わせて調節する。

・スラックス：くるぶし以下で引きずらない長さ

・スカート：膝より下で、すね中央程度の長さ

④校内生活は、制服かジャージとする。ただし、教科学習や学校行事で指示がある場合はそれに従う。

- ⑤靴下など色の指定はないが、派手なものは避ける。
- ⑥下履きは、体育時に使用できる運動に適したものとする。
- ⑦頭髪は、清潔さを保ち学習に支障がない髪形にする。
 - ・染色や脱色、メッシュやパーマメントはしない。
 - ・長い場合は、編むかヘアゴム等でしばる。(長さの目安は肩につく程度とし、ゴムの色は特別指定しない。華美なものは避ける。)
- ⑧貴重品や現金など、学習や学校生活で必要のないものは、原則持ってこない。
 - ・カッターやナイフ等刃物類は学校備品を使用する。また、使用する際は安全に使用する。
 - ・特別な事情で、健康・安全上必要なものについては事前に相談すること。

2. 登下校

- ①登下校の服装は、制服または学校指定ジャージのいずれかを着用する。(自転車通学での安全や熱中症等の健康を踏まえて判断すること。)
- ②決められた通学路を歩いて登下校する。必要に応じて集団下校をする。
- ③自転車の利用は、安全に十分留意し保護者の責任のもとで使用すること。ただし、登下校で、自転車を使用する生徒は、「自転車使用申請書」を提出する。その際、申請条件を守ること。

3. 防寒日

- ①防寒着(コート、手袋、マフラー、帽子、長袖シャツ等)の着用は、各自の健康状況を踏まえ、登下校時に着用すること。
- ②校舎内では基本着用しない。ただし、気温や天候によって、または、個々の健康状態によっては着用をする場合がある。
- ③防寒着の指定はないが、その管理は各自のロッカーで保管すること。

二 楽しく充実した学校生活のために

I 学校生活について

- 1. 一人一人が快適で楽しい学校生活を送るために、次のことをみんなで守ろう。
 - ① 友達を色々な方向から見てみよう。(良いところをみつけてみよう。)
 - ② いじめを「しない・させない・許さない」を意識した生活を送ろう。

II 図書館利用について

1. 閲覧手続き

(1) 図書館の利用の方法は次の通りである。

- ① 館内閲覧
- ② 館外貸し出し
- ③ 教科学習の時及び特別活動の時

(2) 館外貸し出しは以下の通りとする。

- ・貸し出し冊数は原則として3冊まで、長期休業中は5冊までとする。
- ・貸し出し期間は2週間とする。ただし、2週間後が休業のときは、翌開館日(長期

休業明け) とする。

- ・貸し出しの時は、本と貸し出しカードを当番に見せる。
- ・借りた本のまた貸しはしない。
- ・本を紛失した場合や破損した場合は、係職員に届け、協議の上弁償等の処置とする。

(4) 教科学習等で、まとめて利用する場合は、係職員を通して行う。

(5) 図書館の開館時間は次の通りとする。

① 業間休み

② 昼休み

2. 閲覧時の態度

(1) カバン・その他の持ち物は、廊下の壁側にきちんと整頓して置く。

(2) 館内では静かにし、他の人の迷惑にならないようにする。

(3) 本は大切に扱う。

3. 朝読書

(1) 朝読書の時間は以下のように設ける。

月～金 8：10～8：20 10分間

(2) 取り組み方

- ・2分前には身の周りを整理整頓し、席に着いて準備しておく。
- ・全校で一斉に取り組み、一人ひとりが本を読みひたる時間にする。
- ・できるだけ図書館の本を読む。(漫画・雑誌は禁止)

Ⅲ 清掃について

1. みんなで心がけたいこと

(1) 自分から汚れに気づき、時間いっぱい隅々まで集中して清掃する。

(2) 定期的に自己の清掃の取り組みを振り返る。

2. 清掃時間

月・火・木・金の15分間とする。

3. 身じたくについて

(1) 全員ジャージに着がえる。腕まくりをする。手ぬぐいをかぶる。

(2) 各自の健康状況を踏まえ、清掃時に防寒着を着用してもよい。

4. 水くみと水捨てについて

(1) 水くみは近くの手洗い場で行う。

(2) 水捨て場所は、普通棟は各階の水捨て場を使い、特別棟・体育館・技術科教室は体育館前、調理室横の水捨て場を使用する。理科室前の水捨て場は使用しない。

5. 湯の使用について

(1) 湯は職員室前と理科室前の手洗い場が出るので利用してよい。教室のストーブの湯を使用してもよい。

(2) 熱い湯は危険なので、扱いには十分気をつける。

(3) 水くみ、水捨てに行く時には雑巾を持って行き、水をこぼしたらすぐに拭く。

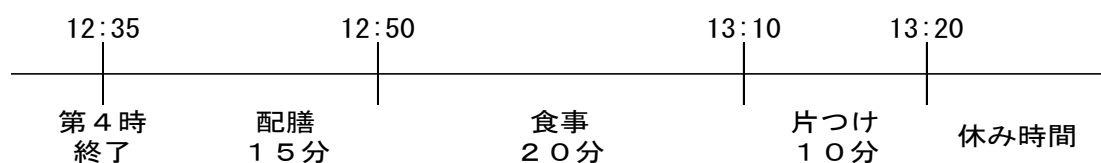
6. ゴミの捨て方

(1) 燃やすゴミ・プラスチックゴミ・埋立ゴミ・資源ゴミに分別し回収する。

- ① 燃やすゴミ・プラスチックゴミ・埋立ゴミは、それぞれ専用ゴミ箱に入れる。
 - ② 古紙・新聞紙・段ボールは回収コンテナに入れる。
 - ③ ガラスや金属類はゴミステーションに持っていく。
- (2) 教室・廊下のゴミ箱のゴミは火・金の清掃終了5分前から終了時までには本校舎北側のゴミステーションに持っていく。

IV 給食について

1. 給食時間は次の目安で行い、楽しい食事にする。



2. 配膳台を台拭き・アルコールスプレーで拭き、うがい・手洗いをして下記のようにする。
 - ① 給食当番はエプロン・三角巾・マスクを着用し、運搬・配膳にあたる。
 - ② 配膳当番は必ず三角巾・マスクをして、盛りつけされた食器をスムーズに配る。
 - ③ ①・②以外の方は静かに座って待つ。ただし、体調不良の方は①・②を行わない。
3. 食器は、食べ残しがないようにきれいにし、返却する。
4. パンばさみ・しゃもじは青バット、お玉・スプーンは赤バットに入れて返却する。
5. 給食で出たゴミは原則として学校で全て分別して処理する。(回収の指示がある時は、それに従う。)
6. 給食後は、歯みがきをする。

V 部活動について

1. 運動部

- ・女子バレーボール
- ・男子ソフトテニス

2. 文化部

- ・吹奏楽
- ・人形劇

3. 部活動のない日

原則として部活動のない日を次のように定める。

- ① 朝、水曜日の放課後
- ② 定期テストの5日前(土・日含む)からテスト当日の朝まで。
(ただし、土日両日が含まれる場合、どちらか1日半日練習は可)

ひとりでなやまないで・・・
だれかに話してみよう！

学校教育、いじめ、不登校など

○学校生活相談センター

24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

○電話教育相談

長野県総合教育センター 0265-53-8811

月～金 9:00～17:00 夜間 18:00～22:00

南信教育事務所 0265-72-4647

飯田事務所 0265-53-0462

学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、親や児童・生徒からの相談を受けています。 いずれも 月～金 9:00～17:00

思春期の子どもの発育・発達や健康

子どもの発育や健康については、かかりつけの医師のほか、次のような相談機関があります。

○ 長野県精神保健福祉センター 026-266-0280

月～金 8:30～17:15

○ 心の電話相談 026-217-1680

月～金 8:30～16:00

医師、保健師、臨床心理の専門家などが、心の健康相談や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期等の相談に応じています。